掲載例２

３０１人以上の労働者を雇用する事業主の皆様

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく

一般事業主行動計画を策定しましょう！！

　「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成２７年８月２８日に成立しました。

３０１人以上の労働者を雇用する事業主の皆様は平成２８年４月１日までに、①自社の女性の活躍

状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③労働者への周知・外部への公表、④情報公表などを行う必要があります。

**女性活躍推進法、事業主行動計画の策定等に関するお問い合わせは**

**沖縄労働局雇用均等室　へ**

**TEL　０９８－８６８－４３８０**

〒900-0006　那覇市おもろまち２丁目1番1号　那覇第２地方合同庁舎１号館３階

厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>